

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

派遣元事業主の情報提供すべき事項	
① 派遣労働者の数	
② 派遣先の数	
③ マージン率	※マージン率＝(④－⑤)÷④
④ 労働者派遣に関する料金の額の平均額	
⑤ 派遣労働者の賃金の額の平均額	
⑥ 雇用安定措置を講じた人数	
⑦ 教育訓練に関する事項	
⑧ その他派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項	

対象期間：2023年10月1日から2024年9月30日まで

株式会社 なごみ設計
〒803-0835 北九州市小倉北区井堀3-16-22ネッツ井堀3号室

① 派遣労働者の数	9名
② 派遣先の数	2社
③ マージン率	35.2%
④ 労働派遣に関する料金等の平均(1日8時間あたりマージン率64.8%)	21,600円
⑤ 派遣労働者の賃金平均額(1日8時間あたり)	14,000円
⑥ 雇用安定措置を講じた人数	0名

- 1) 派遣先への直接雇用 0名
2) 新たな派遣先の提供 0名
3) 当社での無期雇用 0名
4) その他の措置(紹介予定派遣) 0名

⑦ 教育訓練

- ・新規採用者教育(社内資料)
- ・各種PC教育(社内資料)
- ・能力向上教育(社内資料)

キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類		対象者	貸金支払	実施者	派遣労働者の費用負担
新規採用者教育	基礎知識教育	初めての就業者	有	派遣元	なし
各PC教育	エクセル・ワード・CAD操作	派遣労働者	有	派遣元	なし
能力向上教育	施工図での不具合・事故事例	派遣労働者	有	派遣元	なし

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
☒ 労使協定を締結している

協定対象派遣労働者 ☒ 協定対象派遣労働者である(当該協定の有効期間の終期：令和6年9月30日)
者であるか否か ☐ 協定対象派遣労働者ではない

業務の内容に伴う 役職等なし
責任の程度

マージンの内訳

- ・社会保険料：雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険(21.0%)
- ・福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費(7.6%)
- ・教育訓練費：資格取得や技能講習受講費、キャリアアップに資する教育訓練(2.0%)
- ・派遣元会社経費：営業担当者などの人件費、オフィス賃貸料、通信費等(2.0%)
- ・営業利益(3.2%)

派遣労働者への明示

当社では、雇入時、派遣開始時、派遣料金の変更時において、個々の派遣労働者に対し、書面を交付する方法により
その派遣労働者が所属する事業所の派遣料金の平均額(1人あたり)を明示しています。